



地域安全ニュース 万引きをしない！ 奪わない！ 見逃さない！

万引きは、10年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる犯罪です。ばれたら代金を支払ったり、品物を返せばいいと軽く考えている人もいますが、万引きをしてしまった後に支払いや返品をしても、罪は消えません。

また、万引きしたものをもらう(買う)行為や、万引きをさせる行為も犯罪です。社会の対応も厳しくなり、店から警察への通報も増えています。

■保護者の皆さんへ

御船警察署管内で、少年による万引きが多発しています。

少年の万引きの理由は「欲しいから」だけでなく、「ストレス発散のため」、「スリルを味わうため」、「親の気を引くため」、「いじめで強要されたため」なども考えられます。子どもの顔色や体調、持ち物などの変化に気付けるよう、日頃から会話を密にして、サインを見逃さないようにしましょう。

問 御船警察署・御船地区防犯協会連合会 ☎ 282・1110

交通安全ワンポイント 春の全国交通安全運動

■運動の目的

広く町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること。

■実施期間

・4月6日(水)～15日(金)までの10日間

・交通事故死ゼロを目指す日

4月10日(日)

■運動の重点

- ・子どもをはじめとする歩行者の安全確保
- ・歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



問 危機管理課 危機管理係 ☎ 286・3210

かしこい消費者 副業サイトのトラブルが急増！

副業サイトの広告には「必ずもうかる」、「初心者でもOK」、「誰でも簡単に稼げる」などとうたっているものがあります。

しかし実際は、初期費用やマニュアル代として高額な請求を受けた、支払いのために消費者金融からお金を借りさせられたなど、副業の紹介を受ける前のトラブルが起こっています。

最近では、大手企業をかりたり、プリペイドカード会社の覆面調査

の副業を依頼し、コンビニで購入させたプリペイドカードの電子マネーをだましとるという手口も増えています。

■消費者へのアドバイス

- ・うたい文句のように「誰でも」、「簡単に」、「絶対に」、「楽に」もうかる仕事はありません。
- ・一旦支払ったお金を取り戻すことは、かなり困難です。
- ・知人からの勧誘であっても、必要ないと思う時は断りましょう。

問 上益城広域消費生活相談室(危機管理課 危機管理係) ☎ 286・3210

令和4年 町内・御船署管内の事故・事件の発生状況

事故・犯罪区分	町内		御船署管内	
	2月中	累計	2月中	累計
人身事故	2	6	5	12
物損事故	46	112	124	266
空き巣	0	0	0	0
自販機狙い	0	0	0	0
万引き	0	0	5	12
オートバイ盗	0	0	0	0
自転車盗	0	0	2	2
車上狙い	0	0	0	0

問 御船警察署 御船地区防犯協会連合会 ☎ 282-1110 内 261～265